

歯科 経営 情報

REPORT

Available Information Report for
dental Management



経営

歯科医院のコロナ禍対策

オンライン診療の 取組みポイント

- 1 オンライン診療の概要と取組み手順
- 2 オンライン等診療を行う上での留意点
- 3 オンライン資格確認の概要
- 4 オンライン診療等に関するQ&A

税理士法人 常陽経営

2020
10
OCT

1 | オンライン診療の概要と取り組み手順

新型コロナウイルスの感染が拡大し、歯科医院を含めた医療機関への受診が困難になっている現状を踏まえ、厚生労働省より通達されていた「歯科診療における新型コロナウイルス感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」が改正され、初診時からの電話や情報通信機器を用いて行う診療（以下、オンライン等診療）が時限的に認められました。

このコロナ禍で、歯科医院の患者は、通常受診だけでなく、予防歯科の要でもある定期健診をも抑制する傾向にあります。

このような歯科医院の状況への対策として、オンライン等診療導入の取り組みが、経営改善のポイントになると考えられます。

1 | オンライン等診療の概要

オンライン等診療とは、「医師－患者間において、電話や情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い、診断結果の伝達や処方等の診察行為をリアルタイムに行う行為」とされています。これにはオンライン診療のほか、オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談が含まれます。

当初は、診察無しの治療は原則禁止されていることから、オンライン診療は再診からでしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、今年より時限的・特例的に初診から認められました。

■オンライン診療等の概要

- **オンライン診療**：医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為。
- **オンライン受診勧奨**：医師－患者間において、情報通信機器を通して患者の診察を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為であり、患者からの症状の訴えや、問診などの心身の状態の情報収集に基づき、疑われる疾患等を判断して、疾患名を列挙し受診すべき適切な診療科を選択するなど、患者個人の心身の状態に応じた必要な最低限の医学的判断を伴う受診勧奨。
- **遠隔健康医療相談**：医師－相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやり取りを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な医学的助言を行う行為。相談者の個別的な状態を踏まえた診断など具体的判断は伴わないもの。

厚生労働省：オンライン診療の適切な実施に関する指針 より

2 | オンライン等診療を行う手順

厚生労働省より、オンライン等診療を行う場合の手順と留意事項がパンフレットとして出されています。

(1) 準備

オンライン等診療を行う場合は、自院のホームページ等があれば、診療の案内（電話や情報通信機器での診療対応可能な時間帯、予約方法等）を記載します。

- オンライン等による診療を行う場合は、都道府県の窓口に届出する。
（調査票を保健所窓口へ届出し、オンライン診療を行う医療機関名簿に記載される。）
 - 対面診療が必要な場合、紹介する予定の医療機関があれば、了承を得た上で所定欄に記入。
 - ホームページ等において、電話による診療を行う旨、対応可能な時間帯、予約方法等を記載。
- ※ホームページに、診療が困難な症状や対面診療が必要になる場合があることを記載することによりトラブルを未然に防ぐことができる。

(2) 事前の予約

電話やWebの予約システムで予約受付を行う場合の対応項目を想定します。患者の状況により対面治療が必要になる場合、健康保険証の確認方法、本人確認が難しい場合の措置、患者が利用する支払い方法など、予約時の確認事項をスタッフに周知しておきます。

- 患者から電話による診療の求めがあった場合、予約の調整を行い、Webでの予約管理機能がある医療機関は、同システムから予約を受け付ける。
- 症状によっては診断や処方とならず、対面診療を受けるような受診勧奨になることを、電話の場合は伝え、Webの場合は記載しておく。
- 当該患者には、健康保険証のコピーをファクシミリで送付か、健康保険証を撮影した写真データを電子メールに添付して送付、またはWebでの予約システムがあれば該当箇所に入力等の方法を必須として、受給資格の確認を行う。
- 上記に示す方法による本人確認が困難な患者については、電話により氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の健康保険証の券面記載事項を聞き取ったり、システムに入力してもらい、確認する。
- 患者の利用する支払方法を確認する。（銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施が可能。）

(3) 診療

予約時間になったら、歯科医師から患者へ電話、またはデバイスに接続し、診療を開始します。オンラインでは写真付き身分証明書や歯科医師免許で相互に本人確認を行います。診療の状況によっては対面治療や受診を推奨します。

2 | オンライン等診療を行う上での留意点

新型コロナウイルス感染症対策及び拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて、厚生労働省の医政局歯科保険課と保健局医療課より、事務連絡が4月に出ています。

主に、オンライン等診療に係る制度についての変更と保険点数についての変更に関する事務連絡ですので、診療報酬の請求において注意が必要です。

1 | 歯科医療のオンライン等診療制度(時限措置)

厚生労働省医政局歯科保険課では、歯科医師の責任のもとオンライン等診療を行った場合、把握できる過去の診療録や診療情報提供書、健康診断の結果を見て、現在の口腔内の状況と基礎疾患の情報を鑑みて診断や処方を行う必要があるとされています。

■オンライン等診療の制度

- 歯科医師の責任のもとで医学的に可能だと判断した場合。
- できる限り、過去の診療録や診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワークや健康診断の結果を元に、患者の口腔内の状況や症状の把握、基礎疾患情報を把握と確認した結果、診断や処方を行う。
- 患者の情報把握と確認ができない場合は、処方日数は7日間で上限とする。
- 患者に不利益が生じる恐れがある場合や急病急変時の対応などを説明し、カルテに記載する。
- 患者の本人確認を行う。健康保険証の写しをファクシミリや写真等のデータをメールで歯科医院へ送信・送付してもらう。
- 診療費用（自由診療なら全額、保険診療なら患者窓口負担分）を銀行振込かクレジットカード、電子決済等で支払ってもらう。
- 所定の様式で所在地の都道府県に毎月報告する。

2 | オンライン等診療の対応と診療報酬点数

オンライン等診療上で、歯科医師が診療は不要と判断した場合や対面診療が必要と判断した場合は、「健康相談」や「受診勧奨」となり、診療報酬の対象外となります。

また、自院での受診記録が有無や、受診記録は有っても新たな別症状により診断・処方を行う場合とで点数が異なります。

■オンライン等診療の点数



自院の 受診記録無	歯科医師がオンライン診療可能と判断した場合	オンライン診療 を用いた初診	・電話等を用いた初診料 185点 (歯科訪問診療3の185点を時限的に活用)
	受診中ではないが、新たに生じた症状に対して診療を行う場合		・処方料 42点 ・処方箋料 68点
自院の 受診記録有	受診中の患者に対し、新たな別の症状についての診断・処方を行う場合	オンライン診療 を用いた再診	・電話等再診料 53/44点 ・処方料 42点 ・処方箋料 68点 以前から「歯科疾患管理料」「歯科特定疾患管理料」を算定していた患者には管理料55点が算定可能

オンライン等診療には、オンライン診療とオンライン受診勧奨（対面診療勧奨）、遠隔健康医療相談の3点があります。

歯科医師法では、オンライン診療とオンライン受診勧奨は医療行為に分類され、遠隔健康医療相談は非医療行為となります。

オンライン等診療には、保険診療と自由診療があり、医療相談は自由診療となります。

■オンライン等診療制度の分類

診療（診察と治療など）		医療相談
保険診療	自由診療	自由診療
患者窓口〇割負担	全額自費	全額自費
 オンライン診療		 遠隔健康医療相談

遠隔健康医療相談の中でも受診勧奨を行う事ができますが、あくまでも「一般的な話をする」という対応をすることになります。

対象患者の個別の状況や症状によることについての受診勧奨ではなく、「口腔内に炎症がある場合の対応」というような、一般的な知識を共有するだけの対応になります。

3 | オンライン診療でできること

歯科のオンライン等診療で行えることは多々ありますが、「医療行為」なのか、「医療機関への受診勧奨」なのか、「その他の遠隔健康医療相談」なのかの判断をしっかりとすることが重要です。

■オンライン診療でできること

- 各種指導関連（TBI：歯磨き指導など）
- 抜歯後の経過観察
- 補綴物装着後の経過観察
- 歯科診療への恐れに対応（触らない、痛くない、臭いや診療音もないという安心感）
- 食事の仕方の観察
- 小児歯科への対応（親との相談や指導等）
- 認知行動療法
- 診察への動機づけになる面談
- 運動療法等の指導（顎関節症のストレッチ、マッサージ等の口頭での指導）
- 開口訓練指導
- 慢性疼痛への対処法等の指導
- 矯正関連へのアドバイス
- 定期健診の代替観察
- 口腔内ケアの指導
- ブラッシングへの指導（歯科衛生士の変わり）※指導料算定はできない。
- 診療により他科目の受診が必要だと判断した場合、他科目への受診勧奨
- 診療により対面治療が必要だと判断した場合、来院勧奨

4 | オンライン等診療での「診療計画」策定

厚生労働省医政局医事課からの事務連絡では、初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合に、「診療計画」に定める事項も参考にしたうえで、医師等から患者に対して十分な説明や合意を求めるものであり、必ずしも「診療計画」の策定を求めるものではないとされています。

3 | オンライン資格確認の概要

オンライン等診療では、予約時や診療時に患者の健康保険証の資格確認が必要です。予約や診療時には、健康保険証のコピーをファクシミリ送信や画像による電子メール送信などを患者にしてもらい、確認します。

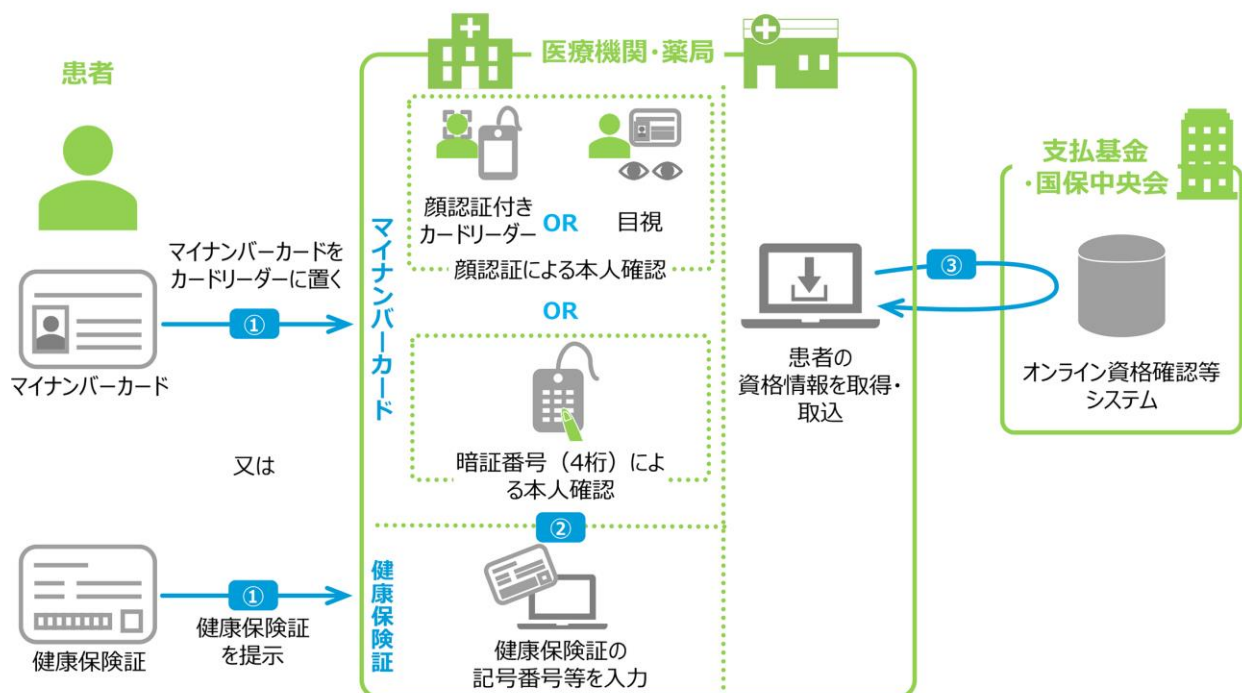
今までは、診療所側が資格確認に時間がかかったり、患者本人が用意できずにオンライン等診療を見合わせたり、キャンセルしてしまうといったケースも見られていました。

令和3年3月より、健康保険証の資格確認がオンラインで可能となります。この資格確認には医療機関側の準備が必要です。

1 | オンライン資格確認とは

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップ、または健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。

政府もマイナンバーカードを持つよう働きかけており、キャッシュレス決済との紐付けで、買い物をした際、マイナポイントで25%還元（上限5,000円分）されるなどのキャンペーンを展開しています。



出展：厚生労働省：「オンライン資格確認導入の手引き」より

4 | オンライン資格確認の利用開始に向けた準備

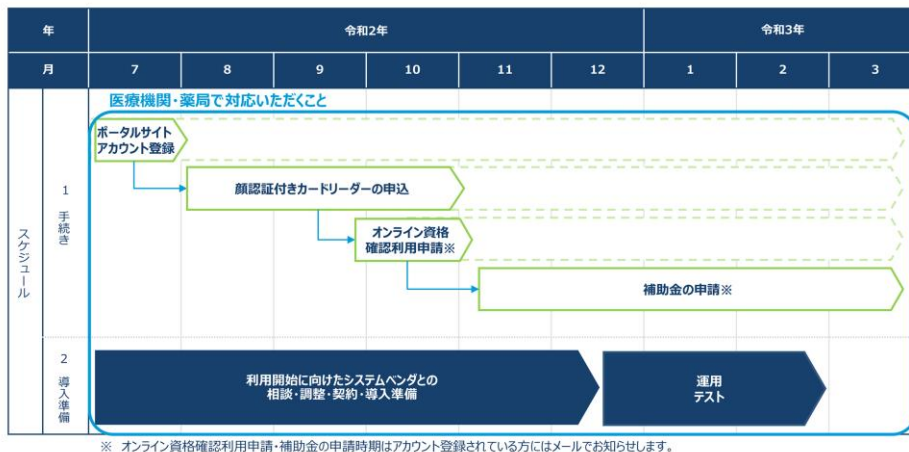
オンライン資格確認を利用するには、「1. 支払基金への申請手続き」と「2. システムベンダ等との相談・改修」の2つの作業が必要です。

「1. 支払基金への申請手続き」では、専用ポータルサイトへのアカウント登録を行い、その都度、サイトからの必要な情報を取得します。

「2. システムベンダ等の相談・改修」では、自院のシステム改修を取引のあるベンダに相談し、見積りを取るなどして、準備を進めます。

導入を決めたら専用ポータルサイトに登録し、必要な手続きを行います。

■オンライン資格確認導入の手順



【アカウント登録でできること】

- ・ 最新情報をメールでお知らせ
- ・ オンライン資格確認利用申請
- ・ 顔認証付きカードリーダー申込
- ・ 補助金申請

5 | オンライン資格確認に対する補助金等

オンライン資格確認導入に対し、厚生労働省「医療情報化支援基金」からの補助があります。顔認証付きカードリーダーの無償提供とそれ以外の①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入②ネットワーク環境の整備③レセプトコンピュータ、電子カルテ等の既存システムの改修等の費用を以下の上限額と割合で補助します。

- 顔認証付きカードリーダーを1台無償提供
- その他の費用の内、32.1万円を上限に補助
- ※ 事業額の42.9万円を上限に、その3/4を補助（消費税込の金額に対しての補助）

4 | オンライン診療等に関するQ&A

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療及び処方をした場合の時限的・特例的な取り扱いや診療報酬等に関する疑問には、Q&Aが示されています。

1 | 令和2年4月10日付けの診療報酬の取り扱いについて(抜粋)

Q1.	情報通信機器を用いた診療を行う場合、どのような通信環境において実施すべきか。
A1.	情報通信機器を用いた診療を行う場合の通信環境に関しては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」V2.(5)通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端)を参考にして、情報セキュリティやプライバシーに配慮すること。

Q2.	初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施において、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合、なぜ処方日数は7日間を上限とされているのか。
A2.	電話や情報通信機器を用いた診療においては、患者の基礎疾患の情報等の診断に必要な情報が十分に得られないことが多いと予想されるため、処方医による一定の診察頻度を確保して患者の観察を十分に行う必要があるという観点から、処方日数については7日間を上限とした。

Q3.	新型コロナウイルス感染症の感染が終息するまでの間に行う全ての診療について、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の適用が除外されるのか。
A3.	事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応であるため、原則、既に指針に基づくオンライン診療を行っていた患者に対しては、指針の内容を遵守し、診療を行うこと。

Q4.	「初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない」場合とは具体的にどのような場合か。
A4.	できるだけ早期の処置や服薬が必要であると判断した場合、診断にあたって検査が必須となる場合等が考えられる。また、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が可能であるかの判断は、個別具体的に医師等の責任の下で行われるものであるが、電話や情報通信機器を用いた診療は症状が出現し、電話やオンラインによる診療の予約をしてから診察までに時間を要することが予想されること、重篤な症状でなくて

	も緊急的な処置や治療が必要なことがあること（軽い胸痛や突然の頭痛等）や触診や聴診を行うことが困難であること等に鑑み、電話や情報通信機器を用いた診療には適していない症状をあらかじめ示しておくか、電話による予約などにおいて確認しておくことが望ましい。
--	---

Q 5.	電話や情報通信機器を用いて診療を一度行った場合、再度同じ医師等に電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合は、再診になるのか。また、その場合の診療報酬は何を算定することが可能か。
-------------	---

A 5.	<p>電話や情報通信機器による診療によって初めてなされた診断は、患者個人の十分な情報によってされたものではないため、再度電話や情報通信機器を用いて診療した際も、十分な情報に基づいて診療を行えないと考えられるため、事務連絡 1（1）と同じ扱いとする。診療報酬においては、電話等再診料を算定する。</p> <p>※事務連絡 1. (1) 初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合には、当該患者の診療について、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定告示」という。）別表第二歯科診療報酬点数表 C000 歯科訪問診療料に規定する歯科訪問診療 3 の 185 点を算定すること。</p>
-------------	---

Q 6.	70 歳以上の患者の窓口負担割合については、どのように確認を行うのか。また、国民健康保険の被保険者については、被保険者資格証明書を交付されている場合もあるが、どのように本人確認や窓口負担割合の確認を行うのか。
-------------	--

A 6.	健康保険証による本人確認に加え、70 歳以上の患者については、高齢受給者証についても確認を行うこと。また、国民健康保険の被保険者のうち、被保険者資格証明書の交付を受けている患者については、健康保険証による本人確認に代えて、被保険者資格証明書による本人確認を行うこと。
-------------	---

Q 7.	電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関を取りまとめて公表することとしているが、公表されている医療機関以外は事務連絡に基づく診療を実施できないのか。
-------------	---

A 7.	<p>事務連絡においては、電話や情報通信機器を用いた診療を希望する国民・患者のアクセスを確保する観点から、実施機関を取りまとめて公表することとしているところ。</p> <p>公表されている医療機関以外においては、事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施する際は、速やかに報告をすること。</p> <p>なお、厚生労働省では、報告に基づき、今後の検証を行う予定である。</p>
-------------	---

Q 8.	自由診療の場合、都道府県に対する実施状況の報告は行わなくても良いのか。
-------------	-------------------------------------

A 8.	実施状況の報告は、保険診療に限らず、自由診療についても行うこと。
-------------	----------------------------------

2 | 令和2年4月27日付けの診療報酬の取り扱いについて(抜粋)

<p>Q1.</p>	<p>電話や情報通信機器を用いて初診を行うことが可能であると歯科医師が判断した場合、初診料はどのように算定を行えばよいか。</p>
<p>A1.</p>	<p>初診料1：歯科初診料、2：地域歯科診療支援病院歯科初診料のいずれを算定している保険医療機関であっても、歯科訪問診療3（注の加算を含む。）を算定する。 なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。</p>
<p>Q2.</p>	<p>電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において歯科疾患の療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合、再診料はどのように算定を行えばよいか。</p>
<p>A2.</p>	<p>施設基準の届出状況に応じて対面診療において医療機関が算定していた再診料44点、53点、73点をそれぞれ算定する。 なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。</p>
<p>Q3.</p>	<p>歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料を算定している定期受診患者に対して、電話等再診で歯科診療を行った場合に、どのような管理料が算定できるか。</p>
<p>A3.</p>	<p>いずれの患者に対しても歯周病患者画像活用指導料及び歯科治療時医療管理料の合計55点を月1回に限り算定する。 なお、歯周病患者画像活用指導料については、1枚撮影したものとして算定する。</p>
<p>Q4.</p>	<p>歯科疾患管理料を算定していた患者で、歯周病以外の口腔疾患を管理していた場合についても、歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。</p>
<p>A4.</p>	<p>対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。</p>
<p>Q5.</p>	<p>口腔内カラー写真を撮影していない場合であっても歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。</p>
<p>A5.</p>	<p>対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。</p>

厚生労働省：保険局医療課 事務連絡より

■参考資料

厚生労働省ホームページ：

新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の
時限的・特例的な取り扱いに関する留意事項について

オンライン資格確認導入の手引き

医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

中央社会保険医療協議会：議事録資料より